

令和6年度 下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料										事務事業 番号		26	
事務事業名				自治会長等事務報償事業				所管部課		総合政策部		市民協働推進課	
事業目的				市民と行政の連携を図り、行政情報の効果的な周知、自治基本条例に基づく協働によるまちづくりを推進するため、自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱に基づき行政事務の一部を自治会長に委嘱する。 また、自治会振興費交付金を各自治会に交付するなど、自治会活動を支援する。									
事業概要				自治会長へ事務報奨金を支給するとともに、自治会の行う各種事業活動の促進を図るため、自治会振興費交付金を交付する。 また、自治会相互の円滑な運営に資するため、下野市自治会長連絡協議会設置要綱に基づき設置されている連絡協議会へ補助金を交付するとともに、市が事務局となり自治会長研修企画等、事務を遂行する。なお、年度当初の自治会長研修会時にガイドブック等を更新し配布する。									
総合計画 での位置 付け		施策		6 市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり				重点事業区分 —		類型 区分		Ⅱ	
				1 協働のまちづくりの体制づくり									
				1 まちづくり活動の推進									
事業区分		新規・継続		継続		事業の種類		ソフト事業		市裁量の有無		裁量あり	
根拠法令等		市自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱、市自治会振興費交付金交付要綱											
補助団体													
年度別		事業計画		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
				・自治会長手当 ・自治会振興交付金 ・ガイドブック ・自治会長連絡協議会補助金		・自治会長手当 ・自治会振興交付金 ・ガイドブック ・自治会長連絡協議会補助金		・自治会長手当 ・自治会振興交付金 ・ガイドブック ・自治会長連絡協議会補助金		・自治会長手当 ・自治会振興交付金 ・ガイドブック ・自治会長連絡協議会補助金			
		事業費		41,668千円		41,563千円		44,062千円		44,159千円		44,159千円	
事業内容		対象年度（令和7）		事業費内訳		・自治会長謝礼 均等割50,000円×147人＋世帯割400円×15,600世帯＝13,590千円 ・普通旅費（自治会長研修職員随行2名旅費等） 50千円 ・需用費（事務消耗品） 19千円 ・自治会長連絡協議会補助金 500千円 ・自治会振興費交付金 均等割30,000円×147自治会＋世帯割1,500円×15,600世帯＋自治会公民館所有自治会均等割30,000円×73館＝30,000千円							
						国県支出金		地方債・その他		一般財源			
		財源		千円		千円		千円					
その他（過年度実績・特筆すべき点等）		自治会加入促進を図るため、令和4年12月に市自治会長連絡協議会、栃木県宅地建物取引業協会と、自治会加入促進に関する3者協定を締結し、自治会や取引業務の中で転入者等に自治会加入を促していただくと同時に、加入促進チラシを配布し、自治会活動の案内や災害時における共助の大切さをPRしている。 また、地域コミュニティの重要性を十分に市民へ伝えるため、毎年度、『自治会長ガイドブック』と『自治会加入促進ハンドブック』を独自に作成し、自治会長へ配付。併せてホームページにも掲載し、市民にも周知している。なお、令和5年度には、全自治会長に「自治会・町内会お悩み解決実践ブック」を配布（自治会長交代時に継承依頼）し、著者を講師に迎え加入促進講演会も実施。 このほか今年度、自治会長連絡協議会の組織改編（3支部制を廃止）を行いスリム化したことで、自治会長からの役員選出数を38名→18名と大幅に負担軽減したほか、自治会振興費交付金要綱を改正し、自治会活動の拠点となる自治会公民館を所有する自治会に対し、光熱水費補助として新たに交付金を支給することとし、併せて自治会公民館建設費補助条例を改正し、資材価格高騰を受けた修繕費等の補助額拡充を実施した。											

事業推進方針判断に際しての3つの視点										
必要性	A	○	全て	要件（3項目）						
				✓	社会経済情勢の変化等に適合。					
	B		1以上	✓	業務上必要であり、代替案が無い、もしくは最適な方法である。					
				✓	市民・団体・議会等から要望や要請がある。					
	C		なし							
				市裁量がない事業（⇒A評価とする）						
自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱に基づき、広報紙や一般周知事項に係る文書の配布・回覧、災害発生時における救援物資等の配布など、市行政事務の一部を委嘱している自治会長に事務報奨金を支給するほか、下野市自治会振興費交付要綱に基づき、自治会の行う各種事業活動の促進を図るため、自治会振興費交付金を交付する。 自治会加入率が年々低下する一方で、大規模災害時や防災・防犯などの面において、自治会の存在意義は大きいことから、引き続き自治会を支援する取り組みが必要。										
有効性	A		全て	要件(3項目)						
				✓	市民サービスの維持・向上に寄与。					
	B	○	1以上	適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある。						
				✓	地方創生（人口・関係人口増）やSDGs、国土強靱化に寄与する。					
	C		なし							
				市裁量がない事業（⇒A評価とする）						
自治会は人と人をつなぎ、地域コミュニティを支える重要な役割を担っており、市民のより良い暮らしのみならず、ひいては市の発展に繋がることから、各種支援策を継続的に実施する。										
効率性	A	○	3以上	ソフト事業（要件：6項目）				ハード事業（要件：3項目）		
				質を維持しつつ、事業費削減や取組方法を見直す				補助金等の積極的な活用で最大の成果となる。		
	B		1以上	✓	受益機会・費用負担割合等が公平公正。			適正な活用率を見定めるよう検討された事業規模である。		
				✓	他課や他自治体、市民団体等と連携。					
				✓	他自治体等と比較し、適切な方法である。			マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている。		
	C		なし	指定管理者制度導入等、民間活力を活用。						
				管理業務等で、さらなる効率化は困難。						
	支給要綱等に基づき公平公正に支援しているが、自治会振興費交付金はある程度自治会の裁量に任せ、各種活動費にあてるだけでなくゴミステーションの改修など、機動的な活用を可能としている。その他、自治会加入を前提とした移住支援金（総合政策課）、定住促進住宅新築補助金（整備課）の支給など、全庁的に地域活性化、自治会加入促進に取り組んでいる。									

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止